

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由												
1	第1章 総 則 第1節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36 年法律第223 号）第42 条の規定に基づき、浜中町防災会議が作成する計画であり、浜中町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。	第1章 総 則 第1節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36 年法律第223 号）第42 条の規定に基づき、浜中町防災会議が作成する計画であり、浜中町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が、その機能の全てをあげて町民を<u>はじめ観光客や外国人等、浜中町に滞在するあらゆる人々</u>の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。	保護する対象者に滞在者も含むことを明記												
2	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 1～4（略） 5 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図なければならない。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 1～4（略） 5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図なければならない。 <u>6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図なければならない。</u> <u>7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図なければならない。</u>	新型コロナの5類感染症への移行を踏まえた修正【日赤看護大】	教訓や地域特性を加味【札幌管区気象台】	新技術活用の観点を導入【DX 課】										
4	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>北海道総合通信局</td><td> (1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> </td></tr></table>	北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>北海道総合通信局</td><td> (1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u> </td></tr></table>	北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>	所管事務の修正								
北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>														
北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>														
8	8 指定公共機関 <table><tr><td>東日本電子電話株式会社釧路営業支店</td><td> (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>（新設）</u> </td></tr><tr><td>株式会社NTTドコモ北海道支社</td><td> (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>（新設）</u> </td></tr><tr><td>KDDI株式会社</td><td> (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>（新設）</u> </td></tr></table>	東日本電子電話株式会社釧路営業支店	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>（新設）</u>	株式会社NTTドコモ北海道支社	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>（新設）</u>	KDDI株式会社	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>（新設）</u>	8 指定公共機関 <table><tr><td>東日本電子電話株式会社釧路営業支店</td><td> (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> </td></tr><tr><td>株式会社NTTドコモ北海道支社</td><td> (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> </td></tr><tr><td>KDDI株式会社</td><td> (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> </td></tr></table>	東日本電子電話株式会社釧路営業支店	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	株式会社NTTドコモ北海道支社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	KDDI株式会社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	
東日本電子電話株式会社釧路営業支店	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>（新設）</u>														
株式会社NTTドコモ北海道支社	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>（新設）</u>														
KDDI株式会社	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>（新設）</u>														
東日本電子電話株式会社釧路営業支店	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>														
株式会社NTTドコモ北海道支社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>														
KDDI株式会社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>														

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
8	ソフトバンク株式会社 (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 (新設) (新設)	ソフトバンク株式会社 (1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 楽天モバイル株式会社 (1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。	
11	第7節 町民及び事業者の基本的責務 第1 町民の責務 1 平常時の備え (略) (新設) 2 災害時の対策 (略) (新設)	第7節 町民及び事業者の基本的責務 第1 町民の責務 1 平常時の備え (略) (10) SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上 2 災害時の対策 (略) (7) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止	リテラシー向上を追記 偽情報拡散防止を追記
17	第3章 防災組織 ●本町の地域における防災体制図 注) → : 命令系統 ↔ : 指示勧告又は相互連絡・協力系統	第3章 防災組織 ●本町の地域における防災体制図 注) → : 命令系統 ↔ : 指示勧告又は相互連絡・協力系統	国（現地対策本部）を追記

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由																				
19-20	第2 応急活動体制 2 災害警戒本部 (1) 災害警戒本部設置基準 (略) カ 孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 第3 災害対策本部 1 設置及び廃止 (1) 災害対策本部の設置基準 <table><tr><th colspan="2">災 害 対 策 本 部 設 置 基 準</th></tr><tr><td>風水害</td><td>(略) ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。</td></tr><tr><td>雪 害</td><td>(略) ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。</td></tr></table>	災 害 対 策 本 部 設 置 基 準		風水害	(略) ・多くの地域で孤立 集落 、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。	雪 害	(略) ・多くの地域で孤立 集落 、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。	第2 応急活動体制 2 災害警戒本部 (1) 災害警戒本部設置基準 (略) カ 孤立地域、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 第3 災害対策本部 1 設置及び廃止 (1) 災害対策本部の設置基準 <table><tr><th colspan="2">災 害 対 策 本 部 設 置 基 準</th></tr><tr><td>風水害</td><td>(略) ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。</td></tr><tr><td>雪 害</td><td>(略) ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。</td></tr></table>	災 害 対 策 本 部 設 置 基 準		風水害	(略) ・多くの地域で孤立 地域 、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。	雪 害	(略) ・多くの地域で孤立 地域 、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。	強化計画に表記を統一								
災 害 対 策 本 部 設 置 基 準																							
風水害	(略) ・多くの地域で孤立 集落 、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。																						
雪 害	(略) ・多くの地域で孤立 集落 、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。																						
災 害 対 策 本 部 設 置 基 準																							
風水害	(略) ・多くの地域で孤立 地域 、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。																						
雪 害	(略) ・多くの地域で孤立 地域 、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。																						
41	第2節 気象業務に関する計画 第1 気象業務組織 2 予報区担当官署の業務内容 <table><tr><th>担当官署</th><th>予報警報等の種類</th><th>回数</th></tr><tr><td>札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)</td><td>地方海上予報 地方海上警報 地方海水情報</td><td>毎月2回（07,19時） 随時 随時</td></tr></table>	担当官署	予報警報等の種類	回数	札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 地方海水情報	毎月2回（07,19時） 随時 随時	第2節 気象業務に関する計画 第1 気象業務組織 2 予報区担当官署の業務内容 <table><tr><th>担当官署</th><th>予報警報等の種類</th><th>回数</th></tr><tr><td>札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)</td><td>地方海上予報 地方海上警報</td><td>毎月2回（07,19時） 随時</td></tr></table>	担当官署	予報警報等の種類	回数	札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報	毎月2回（07,19時） 随時	現況に即して修正								
担当官署	予報警報等の種類	回数																					
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 地方海水情報	毎月2回（07,19時） 随時 随時																					
担当官署	予報警報等の種類	回数																					
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報	毎月2回（07,19時） 随時																					
42-43	第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 (1) 種類及び発表基準 ア 気象等に関する特別警報 (略) イ 気象等に関する警報・注意報 (イ) 気象注意報 <table><tr><td>大雨注意報</td><td>大雨によりり災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr></table>	大雨注意報	大雨により り 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「 強風による災害 」に加えて「 雪を伴うことによる視程障害等による災害 」のおそれについても注意を呼びかける。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 (1) 種類及び発表基準 ア 気象に関する特別警報 (略) イ 気象に関する警報・注意報 (イ) 気象注意報 <table><tr><td>大雨注意報</td><td>大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td>除雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害</td></tr></table>	大雨注意報	大雨による 土砂災害や浸水害 が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	除雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害	気象のみの項目に修正 気象庁との整合を図る修正
大雨注意報	大雨により り 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																						
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																						
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																						
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「 強風による災害 」に加えて「 雪を伴うことによる視程障害等による災害 」のおそれについても注意を呼びかける。																						
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																						
大雨注意報	大雨による 土砂災害や浸水害 が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																						
大雪注意報	除雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																						
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																						
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。																						
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害																						

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由																																				
	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>雷注意報</td><td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u></td></tr><tr><td>乾燥注意報</td><td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>火災</u>の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td></tr><tr><td>なだれ注意報</td><td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>着氷注意報</td><td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が<u>起こる</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>着雪注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>通信線や送電線、船体等への被害が起こる</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>融雪注意報</td><td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>浸水害、土砂災害等の災害</u>が発生するおそれがあると発表される。</td></tr><tr><td>霜注意報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>早霜や晩霜により農作物への被害が起こる</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>低温注意報</td><td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、<u>冬季</u>の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。</td></tr></table>			雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>火災</u> の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>起こる</u> おそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水害、土砂災害等の災害</u> が発生するおそれがあると発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早霜や晩霜により農作物への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、 <u>冬季</u> の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。	<table><tr><td></td><td><u>等の災害があげられる。</u></td></tr><tr><td>雷注意報</td><td>落雷のほか、<u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u>により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>乾燥注意報</td><td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u>危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td></tr><tr><td>なだれ注意報</td><td>「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u></td></tr><tr><td>着氷注意報</td><td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>着雪注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>融雪注意報</td><td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>積雪が融解することによる土砂災害や浸水害</u>が発生するおそれがあると発表される。</td></tr><tr><td>霜注意報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>低温注意報</td><td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。</td></tr></table>		<u>等の災害があげられる。</u>	雷注意報	落雷のほか、 <u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u> 危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）</u> おそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>積雪が融解することによる土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>																																						
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>火災</u> の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																						
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																						
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>起こる</u> おそれのあるときに発表される。																																						
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表される。																																						
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水害、土砂災害等の災害</u> が発生するおそれがあると発表される。																																						
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早霜や晩霜により農作物への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表される。																																						
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、 <u>冬季</u> の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。																																						
	<u>等の災害があげられる。</u>																																						
雷注意報	落雷のほか、 <u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																						
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u> 危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																						
なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>																																						
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。																																						
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）</u> おそれのあるときに発表される。																																						
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>積雪が融解することによる土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると発表される。																																						
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。																																						
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。																																						
49-50	7 気象情報等 (2) 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>予告的に</u>注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を<u>補完的に</u>解説する場合等に発表する。 (3) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する。 (5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を<u>公表する。</u>	7 気象情報等 (2) 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表<u>される情報。</u> (3) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表<u>される情報。</u> (5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表<u>される情報。</u>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が<u>発表される。</u>	字句の修正																																				

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由						
51	第3 異常現象を発見した者の措置等 3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知（基本法第54条第4項） (1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知する。 <table><tr><td>あて先官署名</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>釧路地方気象台</td><td>(0154) 31-5110（観測予報）</td></tr><tr><td>釧路市幸町10丁目3</td><td>31-5146（防災）</td></tr></table>	あて先官署名	電話番号	釧路地方気象台	(0154) 31-5110（観測予報）	釧路市幸町10丁目3	31-5146（防災）	第3 異常現象を発見した者の措置等 3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知（基本法第54条第4項） (1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知する。 削除	令和7年3月25日を以て釧路地方気象台の該当電話回線を終了
あて先官署名	電話番号								
釧路地方気象台	(0154) 31-5110（観測予報）								
釧路市幸町10丁目3	31-5146（防災）								
55	第4章 災害予防計画 第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 第2 配慮すべき事項 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	第4章 災害予防計画 第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 第2 配慮すべき事項 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u>	男女共同参画の観点を明記						
58	第3節 防災訓練計画 第2 訓練の種類 <u>(新設)</u> <u>9</u> その他災害に関する訓練	第3節 防災訓練計画 第2 訓練の種類 <u>9 応援・受援訓練</u> <u>10</u> その他災害に関する訓練	実施すべき訓練に応援・受援訓練を追記						
60	第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 第1 食糧その他の物資の確保 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（<u>住民持参分を除く</u>）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 〔備蓄品の例〕 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 衛生用品…マスク、消毒液 燃料…ガソリン、灯油 その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋	第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 第1 食糧その他の物資の確保 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、<u>次の事項にも注意しながら</u>概ね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。 <u>(1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</u> <u>(2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u> <u>(3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u> <u>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u> 〔備蓄品の例〕 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、<u>防寒具</u>、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 衛生用品…マスク、消毒液 燃料…ガソリン、灯油、<u>固形燃料、カセットガス</u> その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、<u>(電源不要なもの)</u>、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、<u>ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</u>	備蓄にあたり留意すべき事項等を修正 ・滞在人口の多い時間帯の発災を考慮 ・アレルギー対応食等への配慮 ・孤立を想定した備蓄 ・採暖に必要な備蓄を考慮						

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
62	第5節 相互応援（受援）体制整備計画 第1 基本的な考え方 （略） 併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。	第5節 相互応援（受援）体制整備計画 第1 基本的な考え方 （略） 併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし</u>、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。	防災基本計画修正を踏まえた修正
62	第2 相互応援（受援）体制の整備 1 町 （1）道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。	第2 相互応援（受援）体制の整備 1 町 （1）道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど</u>、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
67	第7節 避難体制整備計画 第1 避難誘導体制の構築 1～6（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第7節 避難体制整備計画 第1 避難誘導体制の構築 1～6（略） <u>7 町は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u> <u>8 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意が必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u> <u>9 町は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。</u> <u>町と道は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u>	観光客の避難等の体制構築に係る修正 冬期の避難体制構築を明記 広域避難の具体的な手順等を定める
69	第3 指定避難所の確保等 1～7（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第3 指定避難所の確保等 1～7（略） <u>8 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>9 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正に伴う修正
69-70	第4 町における避難計画の策定等 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、地域住民等の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布及びインターネットによる周知等、その他の必要な措置を講ずるよう努める。	第4 町における避難計画の策定等 2 防災マップ・ハザードマップ・<u>web ハザードマップ</u>等の作成及び住民等への周知 町長は、地域住民等の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・<u>web ハザードマップ</u>等を作成し、印刷物の配布及びインターネットによる周知等、その他の必要な措置を講ずるよう努める。	web 版を明記

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
70	ハザードマップ等の配布 <u>又は回覧</u> に際しては、（以下、略） 3 避難計画の策定等 町、学校等教育施設及び社会福祉施設並びに医療機関は、迅速かつ円滑な避難行動を実施するため、避難計画の策定に努める。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努める。	ハザードマップ等の配布・<u>周知等</u>に際しては、（以下、略） 3 避難計画の策定等 町、学校等教育施設及び社会福祉施設並びに医療機関は、迅速かつ円滑な避難行動を実施するため、避難計画の策定に努める。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努める。 <u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u>	昼夜間人口の差異に留意することを明記
70	(1) 町の避難計画 ア（略） イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区 <u>及び対象人口</u> ウ、エ（略） オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (7) ～ (オ)（略） <u>（新設）</u>	(1) 町の避難計画 ア（略） イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、<u>収容人数及び家庭動物受入可否</u> ウ、エ（略） オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設<u>等</u>に伴う被災者救護措置に関する事項 (7) ～ (オ)（略） <u>（ハ）上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u>	家庭動物受入可否の整備 尊厳が保たれるように配慮
71	カ（略） キ 避難に関する広報 (7) ～ (イ)（略） <u>（新設）</u> <u>（ウ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知</u> <u>（エ）避難誘導者による現地広報</u> <u>（オ）自主防災組織及び住民組織を通じた広報</u> <u>（新規）</u> 4 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。</u> <u>なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</u> また、避難者台帳（名簿）を<u>速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u>	カ（略） キ 避難に関する広報 (7) ～ (イ)（略） <u>（ウ）SNSを活用した周知</u> <u>（エ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知</u> <u>（オ）避難誘導者による現地広報</u> <u>（カ）自主防災組織及び住民組織を通じた広報</u> 4 避難所運営 <u>避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u> 5 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、<u>道路の寸断や停電の発生に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。</u> このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。</u> <u>システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。</u> また、避難者台帳（名簿）を<u>デジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u>	広報ツールの追加 能登半島地震に係る道の自己点検結果を踏まえた修正

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
77	第8節 避難行動要支援者等対策計画 第6 災害時の援助活動 1～7（略） 8 外国人に対する対策（略） (1) 多言語によるパンフレット、広報誌等の配布 (2) 指定緊急避難場所、避難施設、避難経路等標識、表示板の多言語化 (3)（略） <u>（新設）</u>	第8節 避難行動要支援者等対策計画 第6 災害時の援助活動 1～7（略） 8 外国人に対する対策（略） (1) <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等</u>、多言語によるパンフレット、広報誌等の配布 (2) 指定緊急避難場所、避難施設、避難経路等標識、表示板の多言語化<u>及びピクトグラム化</u> (3)（略） <u>（4）外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</u>	避難情報伝達や広報等の充実について追記
78- 79	第9節 情報収集・伝達体制整備計画 第2 町、道及び防災関係機関 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 3～6（略） <u>（新設）</u>	第9節 情報収集・伝達体制整備計画 第2 町、道及び防災関係機関 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話<u>や衛星インターネット</u>などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、<u>非常用電源の確保</u>に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話<u>や衛星インターネット</u>等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 3～6（略） <u>7 防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</u>	通信手段の追記 非常用電源の確保を明記 通信手段の追記
101	第17節 土砂災害の予防計画 第2 予防対策 8 形態別予防計画 (3) 土石流予防計画 地域住民に対し、<u>土石流危険渓流</u>の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また、定期的に点検を行う。 <u>危険区域</u>の地域住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や地域住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。	第17節 土砂災害の予防計画 第2 予防対策 8 形態別予防計画 (3) 土石流予防計画 地域住民に対し、<u>土石災害警戒区域等</u>の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また、定期的に点検を行う。 <u>土石災害警戒区域等</u>の地域住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や地域住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。	国通知による文言の修正
102	第18節 積雪・寒冷対策計画 第2 避難救出措置等 町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱（<u>以下本節において「道要綱」という。</u>）に<u>準じ</u>、所要の対策を講ずるとともに、<u>特に</u>次の事項につき<u>十分</u>留意するものとする。 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。 2 <u>災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</u>	第18節 積雪・寒冷対策計画 第2 避難救出措置等 町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱<u>第9に基き</u>、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。 2 <u>積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄</u>	積雪寒冷を想定した備えを追記
103	第5 寒冷対策の推進 2 避難所対策	第5 寒冷対策の推進 2 避難所対策	寒冷対策を追記

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
	町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（スコップ、防寒具等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。	町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（スコップ、防寒具等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、<u>施設に外部受電盤等を設置するなど、</u>非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。 <u>町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u>	
108	第5章 災害応急対策計画 第1節 災害情報収集・伝達計画 第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に共有する。	第5章 災害応急対策計画 第1節 災害情報収集・伝達計画 第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に共有する。 <u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</u> <u>また、通信が途絶している地域での応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用にも努めるものとする。</u>	防災基本計画修正に伴う修正
112-114	第2節 災害通信計画 第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等 <u>2 電報による通信</u> <u>3 公衆通信設備以外の通信</u> (略) <u>4 通信途絶時等における措置</u> (略)	第2節 災害通信計画 第2 電話の優先利用並びに通信途絶時等における措置等 <u>(全削除)</u> <u>2 公衆通信設備以外の通信</u> (略) <u>3 通信途絶時等における措置</u> (略)	防災基本計画との整合を図る修正
116	第3節 災害広報・情報提供計画 第3 住民等に対する広報 1 町の広報 町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難所等、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。	第3節 災害広報・情報提供計画 第3 住民等に対する広報 1 町の広報 町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難所等、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する<u>ことや要配慮者等に必要</u>な情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。	要配慮者等に必要情報を広報することを追記

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
129-130	第4節 避難対策計画 第8 被災者の生活環境の整備 町は、速やかな避難所等の供与及び避難所等における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。 また、避難所等に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所等に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。 第9 避難所等の開設 （略） 3 町は、避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。	第4節 避難対策計画 第8 被災者の生活環境の整備 町は、速やかな避難所等の供与、避難所等における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努める。 また、避難所等に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所等に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。 第9 避難所等の開設 （略） 3 町は、避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。 第11 避難所等の運営管理等 （略） 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。 なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （新設） 10 （略） 11 （略） 12 （略）	防災基本計画修正に伴う修正 予防対策であるため、第4章第7節第4に移動 防災基本計画修正に伴う修正
131-133	第11 避難所等の運営管理等 （略） 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。 なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （新設） 10 （略） 11 （略） 12 （略）	第11 避難所等の運営管理等 （略） 2 町は、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。 5 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー二、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 10 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 11 （略） 12 （略） 13 （略）	防災基本計画修正に伴う修正 防災基本計画修正に伴う修正

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
133	<u>13</u> (略) <u>14</u> (略) <u>15</u> (略) <u>16</u> (略) 第12 広域避難 5 関係機関の連携 (1) 道、町、運送事業者は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。	<u>14</u> (略) <u>15</u> (略) <u>16</u> (略) <u>17</u> (略) 第12 広域避難 5 関係機関の連携 (1) 道、町、運送事業者は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>エ 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>キ 広域避難先での継続的な支援</u>	国の自主点検レポートを踏まえた修正
135	(略) 第14 広域一時滞在 <u>(新設)</u>	(略) 第14 広域一時滞在 <u>4 関係機関の連携</u> <u>(1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</u> <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>エ 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>キ 広域避難先での継続的な支援</u> <u>(2) 町、道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u>	国の自主点検レポートを踏まえた修正
140	第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 第4 派遣活動 9 <u>炊飯及び給水</u>	第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 第4 派遣活動 9 <u>給食、給水及び入浴支援</u>	防災基本計画との整合を図る
142	第7節 広域応援・支援計画 大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・支援対策については、本計画の定めるところによる。	第7節 広域応援・支援計画 大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・支援対策については、本計画の定めるところによる。 <u>また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通</u>	応援元との気候の違い等を踏まえた修正

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
	なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節「避難対策計画」第13による。 <u>（新設）</u>	常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。 なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節「避難対策計画」第13による。 <u>第3 防災関係機関の活動拠点等</u> <u>防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。</u> <u>なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、町や道、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。</u>	活動拠点の確保の必要性について明記
143	第8節 <u>ヘリコプター等</u>活用計画 災害時における<u>ヘリコプター等</u>の活用については、本計画の定めるところによる。 第1 基本方針 町は、災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>ヘリコプター等を活用した</u>災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>ヘリコプター等</u>を活用する。 第3 <u>ヘリコプター等</u>の活動内容 4 その他 <u>ヘリコプター等</u>の活用が有効と認める場合	第8節 <u>航空機及び無人航空機</u>活用計画 災害時における<u>航空機及び無人航空機</u>の活用については、本計画の定めるところによる。 第1 基本方針 町は、災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>情報収集等</u>の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>航空機及び無人航空機</u>を活用する。 第3 <u>航空機及び無人航空機</u>の活動内容 4 その他 <u>航空機及び無人航空機</u>の活用が有効と認める場合	無人航空機の位置づけ及びそれに伴う活動内容等の整理
155	第13節 交通応急対策計画 第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。	第13節 交通応急対策計画 第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 <u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	道路啓開におけるインフラ事業者との連携を追記
166	第16節 給水計画 第1 実施責任 2 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。 第2 給水の実施 1 給水の方法 (2) 浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>浄水装置</u>その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。	第16節 給水計画 第1 実施責任 2 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。 <u>なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</u> 第2 給水の実施 1 給水の方法 (2) 浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>可搬式浄水施設・設備</u>、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。	国の自主点検レポートを踏まえた修正

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
251	第25章 住宅対策計画 第2 実施方法 3 応急仮設住宅 <u>（新設）</u> <u>（1）</u> 入居対象者 （略） <u>（2）</u> 入居者の選定 （略） <u>（3）</u> 建設型応急住宅の建設 （略） <u>（4）</u> 建設型応急住宅の建設用地 （略） <u>（5）</u> 建設戸数（借上げを含む。） （略） <u>（6）</u> 規模、構造、存続期間及び費用 （略） <u>（7）</u> 維持管理 （略） <u>（8）</u> 運営管理 （略）	第25章 住宅対策計画 第2 実施方法 3 応急仮設住宅 <u>（1）応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> <u>ア 建設型応急住宅</u> <u>プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> <u>イ 賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅等の提供</u> <u>（2）</u> 入居対象者 （略） <u>（3）</u> 入居者の選定 （略） <u>（4）</u> 建設型応急住宅の建設 （略） <u>（5）</u> 建設型応急住宅の建設用地 （略） <u>（6）</u> 建設戸数（借上げを含む。） （略） <u>（7）</u> 規模、構造、存続期間及び費用 （略） <u>（8）</u> 維持管理 （略） <u>（9）</u> 運営管理 （略）	ムービングハウス等を活用した 応急仮設住宅を追記
218	第7章 事故災害対策計画 第3節 航空災害対策計画 第3 災害応急対策 1 情報通信 (1) 情報通信連絡系統 イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）	第7章 事故災害対策計画 第3節 航空災害対策計画 第3 災害応急対策 1 情報通信 (1) 情報通信連絡系統 イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）	令和6年9月30日を以て組織 廃止

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由
1	第1章 総 則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、浜中町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関し、防災に定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	第1章 総 則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、浜中町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関し、防災に定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民をはじめ観光客や外国人等、浜中町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	保護する対象者に滞在者も含むことを明記
2	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 1～4（略） 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たるとる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図なければならない。 （新設） （新設）	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 1～4（略） 5 災害対応に当たるとる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図なければならない。 6 東日本大震災や令和16年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。 7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。	新型コロナウイルスの5類感染症への移行を踏まえた修正【日赤看護大】 教訓や地域特性を加味【札幌管区気象台】 新技術活用 の観点を導入
4	第4節 計画の基本方針 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 北海道総合通信局 (1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。 （新設） （新設） （新設）	第4節 計画の基本方針 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 (1) 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害時テレコム支援チーム(MTC-TEAM)による災害対応支援に関すること。 (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 (4) 非常災害時における重要通信の確保を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特別措置（無線機の措置）の実施に関すること。 (5) 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。	所管事務の修正
7	8 指定公共機関 東日本電子電話株式会社釧路営業支店 株式会社NTTドコモ北海道支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 （新設） (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 （新設） (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 （新設） (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 （新設）	8 指定公共機関 東日本電子電話株式会社釧路営業支店 株式会社NTTドコモ北海道支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 (1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 (1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 (1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 (1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。	

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年3月)	修 正 (令和7年3月)	修正理由
10	(新設) 第3 町民及び事業者の基本的責務等 1 町民の責務 (1) 平常時の備え (略) (新設) (2) 災害時の対策 (略) (新設)	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 第3 町民及び事業者の基本的責務等 1 町民の責務 (1) 平常時の備え (略) (2) SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上 (2) 災害時の対策 (略) (5) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止	リテラシー向上 を追記 偽情報拡散防止 を追記
13	(新設) 第6節 浜中町及びその周辺における地震・津波の発生状況 第3 既往地震における道東総合振興局・地域の最大震度 ●既往地震による十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の最大震度 総合振興局・振興局名 最大震度[地点：地震名又は震央名(発生年)] 根 室 (略) (新設)	第6節 浜中町及びその周辺における地震・津波の発生状況 第3 既往地震における道東総合振興局・地域の最大震度 ●既往地震による十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の最大震度 総合振興局・振興局名 最大震度[地点：地震名又は震央名(発生年)] 根 室 (略) 5弱 標津町：釧路沖 (2023)	2023年の地震を 追加
29	第2章 災害予防計画 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 町は、防災関係機関と連携して、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、地域住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。 防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。	第2章 災害予防計画 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 町は、防災関係機関と連携して、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、地域住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。 防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u> また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。	男女共同参画の 観点を明記
41	第3章 災害応急対策計画 第2節 地震・津波情報の伝達計画 第1 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。	第3章 災害応急対策計画 第2節 地震・津波情報の伝達計画 第1 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。 なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。	文言修正

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年3月)	修 正 (令和7年3月)	修正理由																																																				
42	第2 津波警報等の種類及び内容 1 津波警報等の種類 (1) 大津波警報（特別警報）及び津波警報 該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 (2) 津波注意報 該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。 (3) 津波予報 津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。 2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。 ただし地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等を発表する大は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 (1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 ●津波警報等の発表基準と内容 <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表（津波の高さの予想の区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="4">大津波警報（特別警報）</td><td rowspan="4">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m超（10m<予想高さ）</td><td rowspan="4">巨大</td><td rowspan="4">(巨大) 水道家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>10m</td></tr><tr><td>5m<予想高さ≤10m</td></tr><tr><td>5m</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報等</td><td rowspan="2">予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>3m</td><td rowspan="2">高い</td><td rowspan="2">(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>(1m<予想高さ≤3m)</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところ 以下の場合 合</td><td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td><td>(表記しない)</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、乗組いけが流出し小型船舶が転覆する。海中にいてる人はただちに海から上らって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで潮に潮入ったり海岸に近づいたりしない。</td></tr></table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超（10m<予想高さ）	巨大	(巨大) 水道家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m	5m<予想高さ≤10m	5m	津波警報等	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	(1m<予想高さ≤3m)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところ 以下の場合 合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、乗組いけが流出し小型船舶が転覆する。海中にいてる人はただちに海から上らって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで潮に潮入ったり海岸に近づいたりしない。	第2 津波警報等の種類及び内容 1 津波警報等の種類 (1) 大津波警報（特別警報）及び津波警報 該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 (2) 津波注意報 該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。 (3) 津波予報 津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。 2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表される。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。 ただし地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。 (1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 ●津波警報等の発表基準と内容 <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表（津波の高さの予想の区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="4">大津波警報（特別警報）</td><td rowspan="4">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m超（10m<予想高さ）</td><td rowspan="4">巨大</td><td rowspan="4">(巨大) 水道家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>10m</td></tr><tr><td>5m<予想高さ≤10m</td></tr><tr><td>5m</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報等</td><td rowspan="2">予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>3m</td><td rowspan="2">高い</td><td rowspan="2">(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>(1m<予想高さ≤3m)</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところ 以下の場合 合</td><td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td><td>(表記しない)</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、乗組いけが流出し小型船舶が転覆する。海中にいてる人はただちに海から上らって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで潮に潮入ったり海岸に近づいたりしない。</td></tr></table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超（10m<予想高さ）	巨大	(巨大) 水道家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m	5m<予想高さ≤10m	5m	津波警報等	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	(1m<予想高さ≤3m)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところ 以下の場合 合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、乗組いけが流出し小型船舶が転覆する。海中にいてる人はただちに海から上らって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで潮に潮入ったり海岸に近づいたりしない。	文言修正
津波警報等の種類	発表基準			発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																																																
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表																																																				
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超（10m<予想高さ）	巨大	(巨大) 水道家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																			
		10m																																																					
		5m<予想高さ≤10m																																																					
		5m																																																					
津波警報等	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																			
		(1m<予想高さ≤3m)																																																					
津波注意報	予想される津波の高さが高いところ 以下の場合 合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、乗組いけが流出し小型船舶が転覆する。海中にいてる人はただちに海から上らって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで潮に潮入ったり海岸に近づいたりしない。																																																			
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																																			
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表																																																				
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超（10m<予想高さ）	巨大	(巨大) 水道家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																			
		10m																																																					
		5m<予想高さ≤10m																																																					
		5m																																																					
津波警報等	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																			
		(1m<予想高さ≤3m)																																																					
津波注意報	予想される津波の高さが高いところ 以下の場合 合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、乗組いけが流出し小型船舶が転覆する。海中にいてる人はただちに海から上らって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで潮に潮入ったり海岸に近づいたりしない。																																																			

気象庁公表内容との整合のため修正

43

気象庁公表内容との整合のため修正

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由																																																																																																				
51	第3節 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 第2 町は、道及び防災関係機関と連携し、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。 また、被災者等への情報伝達手段として、特に町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 第5 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。 また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。	第3節 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 第2 町は、道及び防災関係機関と連携し、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネット等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。 また、被災者等への情報伝達手段として、特に町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話や衛星インターネット、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 第5 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。 また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努める。	防災基本計画との整合のため修正																																																																																																				
59	第12節 ヘリコプター等活用計画 地震・津波災害時におけるヘリコプター等の活用については、本編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。	第12節 航空機及び無人航空機活用計画 地震・津波災害時における航空機及び無人航空機の活用については、本編第5章第8節「航空機及び無人航空機活用計画」を準用する。	無人航空機の位置づけ及び活動内容等の整理																																																																																																				
73	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第3 地域住民等の避難行動等 1 避難対象地区の指定 (1) (略) ●津波による避難指示対象地区 <table><thead><tr><th rowspan="2">地区名</th><th rowspan="2">世帯数</th><th colspan="2">人口</th></tr><tr><th>総数</th><th>男 女</th></tr></thead><tbody><tr><td>霧 多 布</td><td>403</td><td>788</td><td>388 400</td></tr><tr><td>湯 沸</td><td>41</td><td>101</td><td>54 47</td></tr><tr><td>新 川</td><td>134</td><td>253</td><td>120 133</td></tr><tr><td>暮 帰 別</td><td>219</td><td>428</td><td>210 218</td></tr><tr><td>仲 の 浜</td><td>47</td><td>111</td><td>57 54</td></tr><tr><td>琵琶瀬</td><td>127</td><td>288</td><td>140 148</td></tr><tr><td>散 布</td><td>208</td><td>549</td><td>280 269</td></tr><tr><td>神 町</td><td>64</td><td>159</td><td>85 74</td></tr><tr><td>奔 幌 戸</td><td>37</td><td>79</td><td>38 41</td></tr><tr><td>貫 人</td><td>41</td><td>98</td><td>49 49</td></tr><tr><td>計</td><td>1,321</td><td>2,854</td><td>1,421 1,433</td></tr></tbody></table> (令和5年12月31日現在：住民基本台帳)	地区名	世帯数	人口		総数	男 女	霧 多 布	403	788	388 400	湯 沸	41	101	54 47	新 川	134	253	120 133	暮 帰 別	219	428	210 218	仲 の 浜	47	111	57 54	琵琶瀬	127	288	140 148	散 布	208	549	280 269	神 町	64	159	85 74	奔 幌 戸	37	79	38 41	貫 人	41	98	49 49	計	1,321	2,854	1,421 1,433	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第3 地域住民等の避難行動等 1 避難対象地区の指定 (1) (略) ●津波による避難指示対象地区 <table><thead><tr><th rowspan="2">地区名</th><th rowspan="2">世帯数</th><th colspan="2">人口</th></tr><tr><th>総数</th><th>男 女</th></tr></thead><tbody><tr><td>霧 多 布</td><td>407</td><td>766</td><td>376 390</td></tr><tr><td>湯 沸</td><td>44</td><td>102</td><td>55 47</td></tr><tr><td>新 川</td><td>133</td><td>243</td><td>112 131</td></tr><tr><td>暮 帰 別</td><td>232</td><td>435</td><td>213 222</td></tr><tr><td>仲 の 浜</td><td>61</td><td>125</td><td>55 70</td></tr><tr><td>琵琶瀬</td><td>121</td><td>278</td><td>136 142</td></tr><tr><td>散 布</td><td>215</td><td>541</td><td>273 268</td></tr><tr><td>神 町</td><td>63</td><td>154</td><td>84 70</td></tr><tr><td>奔 幌 戸</td><td>37</td><td>76</td><td>37 39</td></tr><tr><td>貫 人</td><td>38</td><td>93</td><td>45 48</td></tr><tr><td>計</td><td>1,351</td><td>2,813</td><td>1,386 1,427</td></tr></tbody></table> (令和6年12月31日現在：住民基本台帳)	地区名	世帯数	人口		総数	男 女	霧 多 布	407	766	376 390	湯 沸	44	102	55 47	新 川	133	243	112 131	暮 帰 別	232	435	213 222	仲 の 浜	61	125	55 70	琵琶瀬	121	278	136 142	散 布	215	541	273 268	神 町	63	154	84 70	奔 幌 戸	37	76	37 39	貫 人	38	93	45 48	計	1,351	2,813	1,386 1,427	最新の数値に修正
地区名	世帯数			人口																																																																																																			
		総数	男 女																																																																																																				
霧 多 布	403	788	388 400																																																																																																				
湯 沸	41	101	54 47																																																																																																				
新 川	134	253	120 133																																																																																																				
暮 帰 別	219	428	210 218																																																																																																				
仲 の 浜	47	111	57 54																																																																																																				
琵琶瀬	127	288	140 148																																																																																																				
散 布	208	549	280 269																																																																																																				
神 町	64	159	85 74																																																																																																				
奔 幌 戸	37	79	38 41																																																																																																				
貫 人	41	98	49 49																																																																																																				
計	1,321	2,854	1,421 1,433																																																																																																				
地区名	世帯数	人口																																																																																																					
		総数	男 女																																																																																																				
霧 多 布	407	766	376 390																																																																																																				
湯 沸	44	102	55 47																																																																																																				
新 川	133	243	112 131																																																																																																				
暮 帰 別	232	435	213 222																																																																																																				
仲 の 浜	61	125	55 70																																																																																																				
琵琶瀬	121	278	136 142																																																																																																				
散 布	215	541	273 268																																																																																																				
神 町	63	154	84 70																																																																																																				
奔 幌 戸	37	76	37 39																																																																																																				
貫 人	38	93	45 48																																																																																																				
計	1,351	2,813	1,386 1,427																																																																																																				

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和6年3月）	修 正（令和7年3月）	修正理由																																																
96	第2 事業・事務（津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項） (略) <table><tr><th>津波避難対策緊急事業を行う地区名</th><th>津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類</th><th>目標</th><th>達成期間</th></tr><tr><td>丸山散布</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和6年度</td></tr><tr><td>琵琶瀬</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和7年度</td></tr><tr><td>新川西</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和8年度</td></tr><tr><td>仲の浜</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和9年度</td></tr><tr><td>暮掃別</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和9年度</td></tr></table>	津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間	丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和6年度	琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和7年度	新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度	仲の浜	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和9年度	暮掃別	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和9年度	第2 事業・事務（津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項） (略) <table><tr><th>津波避難対策緊急事業を行う地区名</th><th>津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類</th><th>目標</th><th>達成期間</th></tr><tr><td>丸山散布</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和6年度</td></tr><tr><td>琵琶瀬</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和7年度</td></tr><tr><td>新川西</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和8年度</td></tr><tr><td>仲の浜</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和8年度</td></tr><tr><td>暮掃別</td><td>避難施設その他の避難場所</td><td>1箇所</td><td>令和5年度～令和9年度</td></tr></table>	津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間	丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和6年度	琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和7年度	新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度	仲の浜	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度	暮掃別	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和9年度	津波避難対策緊急事業計画変更に伴う修正
津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間																																																
丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和6年度																																																
琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和7年度																																																
新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度																																																
仲の浜	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和9年度																																																
暮掃別	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和9年度																																																
津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間																																																
丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和6年度																																																
琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和7年度																																																
新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度																																																
仲の浜	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度																																																
暮掃別	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和9年度																																																